

## 平成30年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会議事録

- 1 開催日時 平成30年8月28日(火) 14時30分～16時30分
- 2 開催場所 三重県勤労者福祉会館 職員研修センター第2教室
- 3 出席者  
(委員) 伊藤委員、岡島委員、久保委員、近藤委員、笹原委員、清水委員、  
藤原委員、前野委員、松ヶ谷委員、村島委員、矢田委員、宮路委員  
  
(事務局) 木平副教育長他8名
- 4 会議の公開・非公開 公開で実施
- 5 議事録

(事務局)

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日出席が、委員14名中12名ということでございまして、資料7にございます三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第6条により、会議が成立することをご報告いたします。

それでは只今より、平成30年度第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会を開会いたします。私、本日の進行を務めます、三重県教育委員会事務局生徒指導課長の山口でございます。よろしく願いいたします。それではお手元の事項書にしたがいまして、進めてまいります。まず、開会にあたりまして三重県教育委員会副教育長木平芳定がご挨拶申し上げます。

(木平副教育長)

皆様、こんにちは。三重県教育委員会副教育長の木平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。まず委員の皆様方、大変お忙しい中、本日、ご出席いただきまして大変ありがとうございます。加えまして、日頃から、それぞれのお立場で子どもたちの健全育成ということで、大変ご尽力いただいておりますことに敬意を表させていただくとともに、感謝を申し上げます。

さて、本県ですけれども、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問

題ということ認識して、子どもに関わる全ての大人が意識を高めて、いじめの防止に取り組むということとともに、子どもたちが決して傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動できるようにということを目的として、本年4月に「三重県いじめ防止条例」を策定し、施行させていただいているところでございます。条例につきましては、まず、県民の方々に知っていただくということで、この4月から児童生徒はもちろんですが、県民の方々に広く届くようにリーフレットとかを作成しながら周知をさせていただいているところでございますし、今後も、本県の多くの方々にまず知って頂こうということをお願いいたします。皆様にもぜひご協力をいただきたいというふうに思っております。加えまして、本年度は条例制定を踏まえまして、今回もご協議いただきますけれども、平成26年1月に三重県のいじめ防止基本方針を策定しておりまして、その改定をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げました4月に三重県独自のいじめ防止条例というものを作っておりますので、そうした内容も踏まえていただいてご協議いただければというふうに思います。

本日は、条例を踏まえた取組、今までの取組と今後の大きな予定というのをまずはご説明させていただいた後、協議会の中の機能的な連携のあり方とか、それぞれの機関、団体等の取組の充実、それから、今申し上げました基本方針の改定につきまして議論をいただければというふうに思っております。皆様から忌憚のないご意見を頂いて、その議論が三重県の子どもたちのいじめの防止に取り組む、対策につながるということをご祈念申し上げまして、簡単ですが、どうぞ、本日はよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、お手元でございます本日の資料の確認をお願いいたします。

資料が1から7までと、フラットファイルに綴じてございますものとございます。

資料1が三重県いじめ問題対策連絡協議会委員及び裏面に座席表がございます。

資料2、三重県いじめ防止条例を踏まえた取組について。あわせて別紙といたしまして、条例がついているかと思っております。

資料3、三重県いじめ防止基本方針の改定について。

資料4、いじめ防止等のための基本的な方針の改定について、概要。

資料5、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの主な内容について。

6が三重県いじめ防止基本方針の改定の概要案。

資料7が三重県いじめ問題対策連絡協議会条例でございます。

フラットファイル内に三重県いじめ防止基本方針改定に関する資料ということでまとめてございます。不足等ございましたらお教えください。

また、本日の協議会は公開で行います。記録のために録音をさせていただきますのでご了承ください。

なお、副教育長でございますが、他の公務がございますので、事項書3の会長・副会長選出後に退席をさせていただきます。

続きまして、本日ご出席の皆様のご紹介に移りたいと思います。先ほどご案内申し上げました資料1に、委員の皆様のお名前を記したものがございます。名簿の順に恐れ入りますが、それぞれ自己紹介という形でお願いしたいと思っております。伊藤委員からお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

(伊藤委員)

弁護士の伊藤仁と申します。三重弁護士会に所属しております。普段は弁護士会で子どもの権利委員会に入っている関係で、委員として参加させていただくことになりました。非行少年のこと、今回の問題であるいじめの関係のことなどの活動をさせていただいております。あと他に民暴委員会にも所属しておりまして、青少年が暴力団事務所に入らないように働きかける等の活動もしており、教育面で子どもと関わるような仕事をしております。よろしく申し上げます。

(岡島委員)

失礼します。三重県の私学協会を代表しまして参加させていただいております。青山高等学校の岡島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(久保委員)

失礼いたします。三重県臨床心理士会の久保と申します。よろしくお願いいたします。

(近藤委員)

みなさんこんにちは。三重県警察本部少年課長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(笹原委員)

恐れ入ります。伊賀市教育長の笹原秀夫と申します。よろしくお願ひいたします。教育長としては、去年の5月から教育長になったばかりで新参者でございます。いろいろとよろしくお願ひいたします。それまでは民間におりまして、大阪の関西テレビというテレビ局で主に報道畑におりました。子どもたちとの関わり合いということで言いますと、児童虐待とドメスティックバイオレンス、DVの専門記者を通算で7年させていただきました。ほんとにまだ児童虐待という言葉がなかなか社会に出ていない頃に経験をさせていただきまして、キャンペーンをはらせていただいたり、大阪にあります児童虐待防止協会の設立に関与させていただいて、それなりに勉強させていただいたつもりでございます。ただ、いじめに関しましては、すみません。まだ、あまり自分なりに納得できるような勉強もできておりません。勉強途上でございますので、なにとぞ皆様ご指導のほどよろしくお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(清水委員)

こんにちは。津にあります中勢児童相談所の所長の清水でございます。2年目になります。よろしくお願ひします。

(藤原委員)

失礼いたします。鈴鹿医療科学大学の保健衛生学部の教員をしております藤原といいます。よろしくお願ひいたします。専門は社会福祉ですけど、とりわけ家庭とか子どもの福祉というのが専門です。よろしくお願ひいたします。

(前野委員)

津地方法務局の人権擁護課長をしております、この4月1日に着任しました前野と申します。人権擁護課では人権に関する相談全般を受け付けているんですけど、その中でおよそ2パーセント程度が学校のいじめに関する相談が寄せられておりますが、これは子どもだけではないのですが、親からの相談とか寄せられておりましたして日々対応しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(松ヶ谷委員)

失礼いたします。三重県小中学校長会の方から出させていただいております、津市立橋南中学校長の松ヶ谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(村島委員)

失礼します。紀北町教育委員会教育長、村島でございます。よろしくお願  
いします。

(矢田委員)

失礼します。県立学校校長会から参りました四日市西高等学校の矢田と申し  
ます。どうぞよろしくお願ひします。委員につきましては、昨年度に引き続き  
務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

(宮路委員)

失礼いたします。県教育委員会学校教育担当次長の宮路でございます。ど  
うぞよろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございます。本日、公務のご関係で中谷委員、野呂委員におか  
れましては欠席となっております。

それでは引き続き本協議会の会長及び副会長の選出をお願いしたいと思いま  
す。資料7にございます三重県いじめ問題対策連絡協議会条例第4条にありま  
すように、委員の任期は1年でございます。会長及び副会長につきましては、  
同条例第5条に基づきまして、毎年度、委員の皆様の互選により選任いただ  
くこととなっております。いかがさせていただきますでしょうか。ご意見ございま  
せんようでしたら、事務局から原案をご提案させていただいてよろしいでしょ  
うか。それでは、会長には藤原正範委員、副会長には伊藤仁委員にお願ひいた  
したいと思いますが、いかがでございますでしょうか。ご異議ございませんよう  
です。お二人には会長及び副会長にお就きいただくということで、どうぞよろ  
しくお願ひをいたします。それではここで会長には前方にお席を移していただ  
きまして、お願ひいたします。会長から一言、では、ご挨拶お願ひします。

(藤原会長)

会長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。いじめ防止  
条例ができて、ますますこの協議会の役割というのは重要なものとなって  
くると思われま。年間ほとんどわずかししか開催されませんが、しっかりし  
た議論をして、子どもたちのいじめを少しでも減らしていく、子ども達の成長  
発達につなげていくという視点で頑張っていきたいと思ひます。委員の皆さん  
ご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは以降の議事につきましては、藤原会長に議長をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(藤原会長)

それでは早速ですが、事項書に基づいて協議を進めてまいりたいと思っております。まず1番目です。三重県いじめ防止条例を踏まえた取組について、資料2が用意されています。事務局の方から提案をよろしくをお願いいたします。

(事務局)

資料2の説明。

(藤原会長)

条例が施行されてから三重県教育委員会もずいぶんいろんなことを取り組まれているということと、さらに11月の強化月間に向けていろんなことを考えられているということ、大変よくわかったのですが、ぜひ条例施行後リーフレットなど、学校に、子どもたちに配布しているということですので、受け止め方がどうだったのかということや、現場の先生方からご報告いただけたらと思っておりますし、11月の強化月間に向けた取組の中で名前の出た団体、弁護士会とか臨床心理士会の方から少し補足的に意見を述べていただけたらというふうに思っております。学校現場でリーフレットを配布していかがだったのでしょうか。松ヶ谷先生、それから矢田先生、それから岡島先生、是非ご意見をいただきたいと思うのですが。

(松ヶ谷委員)

失礼いたします。中学校が最初なんですけれども、リーフレットを子ども達に配りまして、学級担任を中心にいろんな解説を加えながら配ったというところがございますが、これまでもいじめはいけないことだということは、子ども達は小学校の方でも学習してきておまして、十分にわかっているんですが、これが新しく条例できちんと決められたということや、子ども達は重く受け止めているというふうに思います。本校では、今まで各学期に1回ずついじめに関するアンケート、それから、そのアンケートをもとに教育相談を行っております。これは、もれなく一人残らずやります。まあそういうようなことをしていたりとか、あるいは、生徒主導で生徒会が切り盛りする全校集会があるのですが、そこで生徒会の役員さん達がパワーポイントを使って、自分達が、劇仕立てでそういうものをみんなにアピールしたりとか、そういうようなことをこれも各学期に1回ずつくらい行っています。先程、説明もされましたけど、ど

この学校でも起こりうるというようなことを、教員が常に危機感を持って見ないと、なかなか子どもの異変に気がつかないということがありますので、子ども達と教育相談だけではなく、毎日、日記のやりとりをしていたりとか、それからちょっと元気がないなとか、いつもと違うなと気が付いたら必ず声をかける。それから以前行われた調査の中で、先生に近くにいてほしいとか、休み時間にそういうことが行われる傾向があるということで、休み時間に子ども達だけにしないという取組も校内では行っております。休み時間が10分しか中学校の場合はないのですが、前の5分は前の授業を受け持った者が子ども達の質問を受けたりとか、声をかけたりして残っています。そして、後ろの5分は次の授業の者が早めに上がってバトンタッチをするというようなかたちをして、フロアに誰もいないということが絶対にないようにというかたちで取り組んでいます。そんな風にしてしまうと、たわいもない平常の「昨日休みやったけど何しとった」っていうようなことを聞いたりすると、そういう雑談の中から思わぬことをキャッチできたりとか、休み時間の動きを見ていて気になる子どもがいたりすると、教員同士で情報交換をしてちょっとおかしいんとかちがうかなということに気づけたりすることが多いです。教員同士は、週に1回ずついじめ防止と生徒指導とを兼ねた委員会を毎月曜日に行っています。1週間、休み明けの子ども達も含めて、前の週にどんなことがあったかということが、風通し良く学年を越えて見られるように、授業を回っているのもその学年だけではなく縦に回っている教員もおりますので、そういう情報交換を風通し良く、少しでもたくさんするようにというようなことに取り組んでおります。以上でございます。

(矢田委員)

いじめ防止条例を制定するにあたって、私もその役員として加わったわけなのですが、条例というのはあくまで法律であって、なかなか子ども達に浸透させるのは難しいなというふうに考えていました。その中でも、多く出たのが啓発周知のためにリーフレットを作って子ども達に分かるようなものを作ったらどうかと。今日、小中高それぞれのリーフレットを見させてもらったのですが、特に嬉しかったのは、中学校高校の部分の表紙のところにいじめ防止条例はみなさんの声も参考に策定しました。去年の8月の意見フォーラムであるとか、その時もいじめ防止行動宣言とかいうことを伺っておりましたが、子ども達が主体となって活動したことがこうしたリーフレットにも反映されているかなというふうに思っております。それからいじめ防止条例のこの概要版なんですけど、私ども教育に関係する者は、いじめの定義がどんどん変わっているっていうのはわかるのですが、一般的に大人の方達は自分たちの学生

時代のことをイメージしていじめをとらえている。どんな力関係とかもなく、どこにでも起こりうるという状況にあるのだということが、この概要版にもかいてもらってありますので、ぜひこうしたことを正しい知識として普及していくことを願っている次第です。以上です。

(藤原会長)

私立学校の方はいかがでしょうか。

(岡島委員)

基本的には私立学校でもいじめの防止というふうな部分は一緒に、改めて生徒達にやはり法的な部分として、いじめというのはダメなんだというひとつの、改めての周知ということができたかなというふうには思いますけど、ただ、やはりこれを配ったからということではなくて、日々のいろんな活動であったり、いかに生徒達の様子を教員が知るかということが一番大切なところかなというふうに思っています。特に、私どものところでは、生活をしながらということで寮に入っていますので、教員が教員というふうな立場であると言にくいといえますか、相談しにくいところもあろうと思いますので、そういうところもなく、いかに生徒の近くに寄り添っていけるかということがひとつのポイントかなと思っていますし、それは一人の教員が全て把握のするのではなくて、いろんな活動する機会がありますので、活動する場所場所で子ども達を見て、その様子をいろんな教員がその様子を情報収集して情報交換していくということが続けてきています。この、いじめ防止の基本方針ができたとかいうところから比べてくると、だいぶそういうふうなところでは変わって、教員の意識もだいぶ変わってきてますし、子ども達の方もやはり、小学校中学校でもそういうふうな活動をしてきていただいているのだらうなと感じられて、そう大きな特に問題というのは、以前に比べるとちょこちょこしたのがないわけではないですが、少なくなってきたんじゃないかなというふうな、そんな印象を受けています。以上です。

(藤原会長)

ありがとうございました。それでは11月の強化月間に向かった取組の中で名前が出てきました弁護士会、臨床心理会の取組を教えていただければというふうに思います。

(伊藤副会長)



はい、伊藤より報告させていただきます。4ページの(3)のところになりますが、先程ご説明がありましたスクールロイヤーを活用した調査研究事業です。いじめ事例別ワークシートというものを、昨年度頃から、三重弁護士会の子どもの委員会が窓口になって、中身を委員会の中で何度か検討し、出来るだけ先生方に使っていただきやすいものを作ったものであります。先生方を対象に研修を行うことを考えておまして、子ども委員会から、担当の委員の弁護士を派遣して、協力体制を敷いていこうという考えでおります。また、三重弁護士会の方では、いじめ予防授業を3年ほど前から始めております。一応、小中学校を対象にということにはしていますが、高校からの申込みもあります。学校に弁護士が出向いて、1時間ほど時間をいただいて、生徒を相手に「いじめは何があってもダメだ」という授業をさせていただいております。弁護士という立場から、人権という観点よりお話させていただいております。また、実際あったいじめの事件の資料を配付したり、いじめる人、いじめられている人だけではなく周りの見ている人、傍観者の重要性などのお話をさせていただいております。平成29年度は36校ほど行かせていただきましたし、今年は、現段階で20校ほど申込をいただいております。のべ約50クラスで、対象の生徒数は、およそ1,500名くらいになっていると現時点では把握しております。先生方からは、弁護士という、普段あまりなじみのない職業ということや、外部の講師ということもあって、比較的、好意的に受け取っていただいていると弁護士会としては理解しております。現時点では、基本的に無償でやっております。広げていこうという気持ちはあります。さらに、資料に載っているとおり、スクールロイヤーという制度を、今年度から、始めており、特にいじめ問題等の生徒指導上の問題解決について、弁護士を学校に派遣するということも始めさせていただいております。弁護士会の中の子どもの権利委員会や、法教育委員会、これは法教育を推進している委員会、民暴委員会、モンスターペアレント等に困っている先生の負担を減らす活動等をしている委員会です。それぞれ委員会から合計20名弱ほどの委員を選任して対応をさせていただいております。このようなかたちでいじめの防止をさらに推進するために、弁護士会としてできることを、今後も精いっぱいしていこうと思っている次第であります。以上になります。

(久保委員)

スクールカウンセラーの業務は、現在では、子どもたちの日常生活の中で起きる問題を広く対象としております。子どもの日常的な問題は、いじめ問題への解決の方策を探ることにあると考えております。いじめ問題対策連絡協議会もその一環だと思います。この枠組の中でスクールカウンセラーは何ができる

かを提案したいと思います。

まず第1点としては、やはり人というのは、先程、触れられてましたけれど、人にはそれぞれの違いがあって一人ひとり違う、発達が違うということ、先生方や児童生徒達に啓発することが大事かなと思っております。人は、一人ひとり違うということですね。頭の中ではわかっているんですけど、そのように考えることが現実には難しいことなんです。そういった意味でスクールカウンセラーは、人は一人ひとり違うということについて、発達心理学とか脳科学といった知識を使って、根拠を与えることができると思ってしております。それで児童生徒さんとか、先生方には一人ひとり違うんだということを実感できるように、勉強会とか研修会とかやらせていただくことができるというふうに考えております。第2点は、児童生徒さんと、直接、日常的に接してらっしゃる先生、担任の先生、一般の先生がですが、子ども達が日常的に考えていること等を知る知識力の向上がいきます。もちろん持ってみえるんですけど、それがより一層向上することのお手伝いができることを考えております。それを心理士が支援ができるんじゃないかなと思ってしております。条例にも書かれていましたが、専門的知識を持った教員の増員と書かれていたんですけど、これには時間がかかると思うんです。そこで心理士っていうのは、現時点でほとんどの学校に配置されておりますので、今すぐできることは、臨床心理士であるスクールカウンセラーを使っていただいて、担任の先生、学校の生徒さん達の、支援していくことができるんじゃないかなというふうに考えます。以上でございます。

(藤原会長)

もし、情報をお持ちでしたら、LINE相談についての臨床心理士の係わりで、何か情報がありでしたらぜひ教えていただきたいのですが。

(久保委員)

LINEの方は、なかなかやってらっしゃるようなんですけど、みなさんこう出てこなかったんです。話しの中で、多分相当あると思いますし、どうなんでしょう。そこらへん先生方どうですか。LINEというのでぱっと出てきませんか。

(藤原会長)

アクセス数は非常に多いですね。

(久保委員)

アクセス数はすごく多いんですけども、解決するに至ったということが。

(藤原会長)

これ、教育委員会の方で少し情報がありましたら、どんなふうな状況になっているのか教えていただければと思うんですけど。わからなかったらまた次回の会でいいと思いますけど。

(久保委員)

こちらもまた見ておきますが、なかなかつかみにくい感じなんですね。

(事務局)

おたずねがありました、子どもLINE相談みえなんですけど、今年の5月から中学生高校生対象に学年進行、順次始めるようなかたちで、この夏休みに入る前までに中学1年生から高校3年生までを対象に、アクセスが可能なQRコードのついたカードを、学校の方に配布していただきました。数からいうと何万という数のカードを撒かせていただいているんですけど、カードの数からいくとアクセスを实际されている子どもさんの割合は、非常に少ないかなというふうに思います。ただ、先行して実施していただいている他府県ですとか他の自治体でも、やはり対象の周知した子どもさんの数に対してアクセスの数は非常に少ないというふうに聞いています。それから先程も資料の中に内訳がありましたけれども、いじめをはじめとするいろんな相談ということで窓口設けておきまして、他県や他の自治体では、いじめに限るというふうに制限をかけたようなところ、それから、期間が夏休み明けの前後だけであったりとか、2週間であったりとか、あるいは対象の学校を県内の何校かに限っていたりとかあるんですけど、本県の場合は、そのあたりは中高生というふうには限っていただけますけれども、期間も年度末までということとしています。文字でのやりとりになりますので、面接の相談とは違う技術があるというようなことは、担当部局のほうから聞いておきまして、例えばその相手の言ったことをそのまま繰り返すってというような技法があると思うんですけど、それを文字でやってしまうと、ちょっと子どもの受け止めは違うなということであったり、また、LINE、SNS相談に特化した面接ではないですけど、相談技術っていうのがいるのかなというのは、担当されている方からそのお話しは聞いています。1件が非常に長くなりますので、そんなに数はたくさん対応できないというふうに聞いていますが、今、ちょっと夏休みに入りまして、若干ゆったり相談していただける状況があるというようなことを聞きました。

(藤原会長)

ありがとうございます。この部分について、この部分といいますのは、今、

協議していますいじめ防止条例を踏まえた取組ってという部分なんですけど、他の委員の皆様、何かご意見とか質問とかありますでしょうか。できましたら企業など苦勞して県教育委員会の方が回られて、20団体から、今、登録を頂いているということなんですけど、この受け止めとか反応とかについて若干教えていただければ大変ありがたいと思うんですが。

(事務局)

今現在、登録いただいたのは20ちょっとなんですけども、いろんな事業所さんであるとか団体さんを回らせてもらって、こういう条例ができました、こういう趣旨ですってというような説明をさせていただくと、ほとんどが理解を示していただいて、是非大事な事やで協力させていただかなあかなってというような話にはなるんです。したがって、そこを間髪を入れずに登録いただくようにしていかなと、ちょっと時間をおいてしまうと、ずるずると忘れ去られてしまうというようなところあるんですけど。いろんなところでそういう話を持って行っても、やっぱり理解はいただけます。これは大事な取組や、趣旨やってということで理解はいただいているところです。ただ、それぞれの事業所さんで、じゃあ具体的にどんな事が出来んのやろなってというようなところで、まあ特性がそれぞれ違いますので、そういったところでうちとしてはできることで結構です、情報提供だけでもいいですし、子ども達に声をかけていただくということだけでも大丈夫ですってということで、説明をさせていただいておるんですけど、それぞれの事業所さん団体さんが、具体的にどういうことができるかっていうあたりを、もうちょっとこちらとしても具体的にイメージがわくように、お伝えしていく必要があるかなというところはあります。

(藤原会長)

ありがとうございます。いじめ防止条例を作ってどうなるのかなっていう、私も条例制定に関わった人間として興味がありまして、そんなに変わるのかと思ってたんですが、確かに県教育委員会の動きっていうのは、今、小林先生が説明されたようにすごく変わってくるんです。やっぱり条例の制定の効果っていうのは大きいなっていうことを実感しております。それでは、協議題1はよろしいでしょうか。それでは、続けまして協議題2に移りたいと思います。三重県いじめ防止基本方針の改定について、事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料3、4、5、6の説明。

(藤原会長)

ありがとうございました。三重県いじめ防止基本方針の改定案の概要が、今、示されました。かなり条例に基づいて大幅に変わる、国のガイドラインもありますので大幅に変わるということになるようです。もう1回、この方針については議論する機会がこの協議会ではあるかと思うんです。ですからあまり今日、細かい議論というよりは、むしろこういう方向で良いのかどうかとか、こういう方向に、更にこういうことを付け加えたらどうかとか、そういった大所に立ったご意見を委員の皆様からいただけたらなと思っております。是非、願いをいたします。それぞれこの協議会はいろんなお立場の方が参加されていますので、そのお立場から教育委員会が立てようとしているこの方針が、どう見えるのかということをお聞きいただいても結構かと思いますが。いかがでしょうか。指名をさせていただいてもよろしいでしょうか。警察のお立場から近藤委員さんいかがでしょうか。

(近藤委員)

この委員会につきましては、ちょうど私1年目で、前任者の、今、交通機動隊で隊長をしている前川というものが、こちらの委員会の方で参加をさせてもらっていて、その時に、警察の立場としていじめに対する取組といったところで、紹介をさせてもらっているかとは思いますが。警察、いじめっていいますと、どうしても最終的には刑法上触れるような犯罪とかそういったところに発展すると、どうしても警察的感覚でいけばそういったところになってくるんですけど。その前にやはり防ぐ必要があるでしょうといったところから警察としては、従来から薬物乱用防止を含めた非行防止教室っていうのをやってきております。その中で、じゃあいじめってということで、少年課として何ができるのかっていった時に、ちょうど今から7年前になるんですけども、県の教育委員会の方からも補佐と係長の立場の方が少年課の方に人事交流で来ていただきまして、そこで、例えば、中高校生以外の、小学校低学年、幼稚園であるとか保育園、こういった児童に何か教えることはできないかなあということでもちょっと考えておりましたところ、警察庁の方から非行少年を生まない社会づくりの推進という施策が示されまして、社会機運の醸成、いわゆる社会全体で非行をおこさせないために何ができるのかを考えなさいといったところで、三重県警としては、すぐにその先生方に相談させていただいて、紙芝居形式なんですけど。幼稚園とか保育園の児童に非行の話をして分りません。そこで紙芝居の中身としてどういうふうなものをするのかっていったときに、例えば、児童が使う消しゴムとか鉛筆とかですね、こういうものをいわゆる他人の子がだ

まって使ってそれを隠した場合に、それを隠された子はどのように感じるのかとかですね、隠した子は、その隠された子が泣く仕草を見てどのように感じるのかっていったところを、いかに教えていくか。最終的にはそれが窃盗罪とか、そういうものに関わってくる。また、滑り台、ここで遊んでいる児童が、例えば、順番を抜かされて、みんなからそこを非難されるというシーンがあるんですけど、その時にその順番を抜かした子が逆上して、ある子を叩いてしまうといったところから、最終的にその行為を行った子ども、また被害を受けた子どもたちというのが、どういうふうなかたちで、最終的には大人の事件としてとらえた時に、暴行とか傷害とかそういったところに発展するんだよっていうことを、分かりやすく教えてくれる教室を始めました。先ほども県学校及び私学校が実施するいじめの防止に関する施策を紹介されたところで、いじめの防止というのが、警察の中でもそういった施策をとっているところです。これにつきましては警察官だけじゃなくて、今、うちの方でも50名ほど、学生ボランティアを7年前から委嘱しております。こういった学生にやらせたり、あとは地域で警察少年協助手という方が、歴史のあるボランティア団体なんですけど、女性の方々が中心となって、日頃から、自ら動いてこういった教室を支援していただいているといったところです。いじめに関して警察としてできること、この辺をさらに強化してやっていきたいなって思うんですけど。ちょっと条例に関しての部分というのはなかなか難しいんですけど、重大な事件、重大事態への対処というものについては、警察は、やはりここで書かれていることが起きれば、当然犯罪として立証する部分もありますし、その子どもを何とかして保護しないとイケないといったものは、警察活動の最たるものでございますので、このへんについては、当然うちも盛り込んでいただくというかたちでお願いできればなと考えております。以上です。

(藤原会長)

ありがとうございました。それでは福祉の方からはいかがでしょうか。清水委員さん。

(清水委員)

失礼します。まず、この会議があるっていうことを聞いて、ホームページをいろいろと探っておりましたら、平成30年3月16日にいじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告っていうのが出たっていうのを見つけまして、残念ながら全部出したらすごい量なので、概要っていうのを見ていたら、さっき資料6ですか、いろいろ書いてもらってある、改定しようって中で、ここに勧告されている、こういうふうにやりなさいっていうんですか、こうした

方がいってというようなことが書かれていまして、例えば、いじめの正確な認知の推進だとか、重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底とか、それから関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進とか、内容はまたいろいろ書いてはあるんですけど、そういうことの、今回のこの方針の改定の時には、是非取り上げてもらって反映をしていただきたいというふうに思います。いじめの正確な認知のところなんかでも、いじめの定義を限定して解釈していて、いじめじゃないって言うふうにとらえて、数字が上がってないとか、出されてないって言うこともあるって言うふうに、この勧告の中には書いてあったりしてますので、そういうところへんを、しっかりしていただきたいということと、あと、そうしようと思うと虐待もそうなんですけど、ほんとに現場の先生方に、ほんとに周知徹底していかないと、なかなかこう本物にならんというか、虐待も、前回も言わせてもらったんですけど、やっぱり通告を遠慮するというか、まだまだちょっと親御さんとの対応とか、そういうような配慮をして、言われぬような事もあるので、いじめなんかでも先生方がいかに子どもさんの状況を見つめて、その子ども同士の関係とかいろいろあると思うんですけど、そこらへんをいかにやってくってというのがほんとの防止は防止ですけど、あった時にどうしていくかっていうところらへんが、非常に大事なかなと思います。それからもう一つ調査がですね、全国いろいろあちこちでいじめの問題で遺族さんと教育さんがもめているというか、裁判になったりしているって言うのを見ていまして、なんでこうなっていくのかなって言うのをずっと考えていましたら、本にいじめの場合だと、さっきもありましたけど、学校が調査するのか設置者の教育委員会がするのかって言うあたりで、事実確認と管理責任の混同をしてしまうと。そこらへんで、なかなかいじめをきちんと認知して、やっていけないんじゃないかというようなことが書かれてたので、それでどうするのかって言うのと、弁護士さんも今日、来ていただけてますけど、第三者に早く任すというか、きちっと忖度せんようなところで、はっきり重大事態なんかは、特にきちっとやった方がいいのではないかというようなところを、そうせんとやっぱり青森なんかもそうだし、この間の神戸なんか、ほんとこう聞いていますと腹が立つというかですね、何でそうなんのって言うようなところらへんをずっと思っていたんですけど、そこらへんがやっぱり調査、ガイドラインにかかってくるとは思いますが、そこらへんをどこがするのかってあたりが、これから課題になってくるのかなって言うようなところが、ずっと思っていたところです。以上です。

(藤原会長)

貴重なご意見、どうもありがとうございました。続きまして国の人権擁護機

関の前野委員さん、いかがでしょうか。

(前野委員)

まず、ご説明いただいた改定の大方針については、特に異論はありません。その先の実行のところでは法務局が関われるかなと思うところは、法務局でいろいろな人権相談を受けまして、少しひどい人権侵害については、お互い、まあ加害者とか話を聞くというところがあるんですけども、いじめについては、基本的に学校がというふうに考えておりますので、あまり法務局が出張ということは少ないのかなと思っています。ただ一つ、少し小中学校のみな様には協力いただいて、法務局がしている活動としましては、SOSミニレターというのがあります。小中学生全員に、無料で法務局に届くような手紙をお配りして、悩みをお聞きしていると。中を見ますと、やはりいじめ、いじめに分類されるものが多いんでしょうけれども、今回ご説明にもあった、明らかにいじめじゃないんですけど、ちょっとふざけ合いで、ちょっと辛いんだというようなお話もけっこうあるというところがあります。やはり早期発見というところで、そういった活動でご協力できるかなとは思っていますが、実は、ミニレターを配った直後というのはやはりたくさん来るんです。例年、秋に配っているんですが、昨年の実績で言うと、11月あたりに配って、11月53件、12月50件、3か月後の1月に、もう9件とパタッと少なく。今年は、夏休み前後の子どもたちの心が不安定になることが多いという情報がありますので、夏休み前に配ってみようかということで始めてみましたが、6月に12件、7月に61件、夏休み最中だから他のことに気がとられるのか分かりませんが、8月になると10件とばたっと少なくなるということになります。ですので、発見のためのSOSミニレター、ひとつの材料ではあると思うんですけども、その他のこと、いろいろ検討されると思いますので、その他の情報の入手方法ということで、いろいろご協力させていただければなというふうに考えています。

(藤原会長)

ありがとうございます。それでは続きまして、教育委員会の委員さんいかがでしょうか。3人いらっしゃいますよね。村島委員さん。宮路委員さん。笹原委員さん。どんな順番でも結構ですので、3人の委員さんいかがでしょうか。ぜひ、基本方針の改定の方針についてご意見を頂ければというふうに思います。

(村島委員)

紀北町の村島です。改定方針は、町の方も改定しまして取り組んでいるんですけども、一番大事な事というのが、周知ということだと思います。それは、



保護者とか子どもに限らず、直接関わっている学校の職員も、しっかりと内容を理解するというか知っているというか、そういうことで子どもに向かい合うということで大事なので、周知が一番大事なのかなというふうに思います。それで校長会等を通じて、1回だけの学校便りとか、それから学級通信とか懇談会で周知するんじゃなくて、毎回毎回、周知していかないと早期発見早期解決にならないと。と、言いますのは、主にもめるというのは、小さな出来事が積み重なって行って、それが気がつかない間に序列といいますか、力関係ができてしまっているんです。ですので、子ども達自身の中でもなかなかそういう自覚がないままに、そのいじめに陥ってしまっているところがあって、そういうところでいったん調査にかかりましても、なかなか双方の事実関係が合わないというところが出てきますので、そういう意味も回避する意味で、オープンに誰でも起こる事なんだからということで対応できるように、何回も何回も周知していくということが一番大事じゃないかなというふうに思っています。そういうことで、この条例の1ページ2ページに関わるんですけども、詳細に書いてくれて改定してくれていますので、これがすくと職員に対しても落ちるんじゃないかなというふうに思います。今まで一番迷っているところは、いじめとして認定していくかというところが、なかなか難しいところがありました。それは、現場で、実際学級で関わっている担任の教師が、認定するかしないかというところとか、気が付くとか気が付かないというところが大きいんですけども、それが今回の改定によりまして、けんかのところ、けんかを除くというところではっきり整理できましたので、小さな出来事もその背景といいますか、後ろ側の事情をしっかりとつかむということで、この改定はとてもいいんじゃないかなというふうに思います。もう一つは、弁護士の先生が関わってくれること、とても学校教育としては助かっております。教師といえども法律には弱いので、弁護士先生に入ってもらって直接話しを、法的な理解とか法的な根拠なんかを話してもらおうと、子ども達、本当に理解が早いといいますか、一生懸命理解しようとしています。ですので、県の取組、弁護士の先生方に入ってもらっている取組、沢山あるんですけども、紀北町の方は先ほど、8月27日にさせてもらったんですけども、ほんとに効果的な取組だったというふうに思います。それに加えて、子ども達が自分の問題として考えるというところが、一番大事じゃないかなと思います。ちょっと紹介させてもらいますと、8月27日の時の最後のまとめで、子どもが言った発言の中に、弁護士の先生はいじめというのは多方面から、多視点から見るのが大事なんだということで、盛んにご話しをしてくれたわけです。それをもとにテーマをもらいまして論議したんですけど、そのまとめのところである生徒が、じゃあ暴力を振るわれている、悪口を言われている人がいじめと感じていなかったらいじめでないんじゃない

かというような逆説的な発言がありまして、とても考える良いチャンスだったなというふうに思いましたので、ほんとに弁護士の先生方に入ってもらって、学校教育としては助かっているというところで、以上でございます。

(藤原会長)

それでは、宮路委員さんお願いしましょうか。

(宮路委員)

立場としては提案している側の立場ですので。対策監が説明しましたように、三重県で条例をつくりました。条例を作っている県はまだまだ十県足らずです。ですので、それに合わせて具体的な方針をしっかりとつくることで、より実効性のあるいじめ対策にしていきたいというのが考え方でございます。先ほど清水委員とか村島委員からもありましたが、周知が大事だということで、県教育委員会としては、この方針も、中味をどうするかっていうのは、まだ議論がこれから必要なんですけども、県民総がかりでといいながら先ほど少しご指摘あったように、学校がまだその認識が甘いなどということが無いようにどうするかっていうのも含めて、しっかりと取り組む必要があるかなと。方針策定に向けて、そういうことについても、ご意見いただければなというふうに考えているんですけども、ここではやはり条例と、違う内容を書くということは、県としては考えてませんでして、条例に沿って不足する部分はどうするのかとっていう具体的なところを、ご意見を頂きながらつくりあげていきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(藤原会長)

その他、笹原委員さん、よろしくお願ひします。

(笹原委員)

改定の概要案に関しましては、この流れの方向で考えていただければいいというふうに考えております。私自身としては、今まで大きくなつたいじめに対するいろんな見方をずつとしてきて、実際に学校の教育現場に入って、日常的にいつでもどこでも本当にいじめが行われている現状を体験させていただいて、じゃあどうしたらいいんだろうと、すごく日々悩んでいるしだいでございます。先ほどお話、法務関係の方からございましたけど、仮にふざけの中での子ども達が受ける違和感というものが、僕はすごく大切だなあというふうに思っていて、子ども同士のコミュニケーションのあり方、子どもと学校の先生のコミュ

ニケーションのあり方、先生同士の中のコミュニケーションのあり方、学校の中で管理職の方と一般教職員との間の、ある意味、目に見えない違いっていうのも十分感じさせていただいている、管理職から教育委員会に対する連絡のコミュニケーションの取り方、そういうもの全体において、やはりコミュニケーション不足がすごく毎日のように感じているところなんです。だからどうしたらいいのってという問題は、本当に難しい問題だというふうに認識しております、一生懸命子ども達のところへ出張って行って、コミュニケーションが大切だよと僕もいろんな授業をさせていただいているんですけども、口で言うのは簡単なんですけども、それを子どもにどうやってわかってもらうか、今こんな事をされたら僕は気持ち悪いんだよ、嫌なんだよっていう気持ちをいかに言えて、それが言える環境の中で、先生がどう対応していくかって、本当にすごく学校の先生って大変だなあって。一応、私も中高の国語の免許を持っていますけども、自分が先生にならずに違う方向に行ったのを、ほっとしているのが実際のところなんです。先生は大変だなって、先生にそこまで全部、やっぱりってというのは、今、言いましたようにコミュニケーションの中では、やっぱり学校が、先生が、保護者の方との会話、これが本当に大変なんだろうなというのが実感としてあるんです。だからどうしたらいいんだよっていうのも先生の皆さんの中でお話をなかなか僕自身もできていない。なんかいい方法はないのかなというのが本当に本音なんですよね。もっともっとみんなが話をしていけば、たぶん少しは改善されていくことなんじゃないかなと。いじめだけでなく、伊賀の場合、差別発言を逐一、報告を上げていくシステムがもう出来上がっています。ほんとに毎月毎月たくさん言葉があり、差別的な言葉があった時は、担任の先生は必ず保護者のところに行って、その言葉がどうして発せられたのかという聞き取りをやります。その時の聞き取りの内容に関しても、やっぱり保護者の方と、ここはある一定の信頼感ができないと、なかなか会話ができないのじゃないかなと個人的には思っています。担任の先生は、ちゃんと話を聞きに行つて、お家の中でこういう言葉が日常的に使われているんですかっていう、本当に聞きにくい話をしてもらっている。その積み重ねをずっとやって、もう何年も何年もやっていただいているのに、その発言が減らない。本当に僕、どうしたらええのかなって。教育長、一応、市長に請われて来ましたけれど、本当に大変だなあっていうのが本音なんです。ここで僕が弱音を言ってどうすんねんって、県の教育委員の皆さんもご覧になられているかと思って嫌なんですけど、嫌なんだけれども実情はそうなんです。じゃあコミュニケーションを、もっとちゃんと、子ども達同士、子どもと先生、先生と家族、先生同士、先生と教育委員会、みんながちゃんとできるような関係をちよつとでも、ちよつとでも作れるようにしていくことが、僕は第一歩と、それしか言

いようがなく、まだまだ日々勉強だというふうに思っています。すみません。とても、なんか会話にならず。投げかけだけして。ええ加減なやつやというふうに思い頂いて何ら問題はないんですけれど。悩んでますね、悩みますね。本当に。

(藤原会長)

ありがとうございます。この基本方針について、他のご発言されていない委員、いかがでしょうか。

(伊藤委員)

大きな方針としては、私もこれで結構だと思います。今回、削除と書いてある部分もありますが、基本的には元の部分、つまり条例の中身を踏まえた上で書き直すという趣旨で理解していますが、それであれば結構だと思います。それから、弁護士の立場としては、早期に気付くという場面よりも、どちらかという発生した後の話で関わってくる人が多いので、例えば5番の重大事案のところですが、調査の組織の専門委員の専任の件が気になります。先ほどご意見いただいたように、弁護士が適切な調査をして、その結果を踏まえて被害ご家族の方、加害の児童の方に対して、理解、納得していただき、前に進むということが重要だと思うんですが、そうすると調査が信頼されなければならないということが原点にあると思います。その為には、委員が厳格に中立公平であるということが必要だと思います。しかし、現時点の指針ではその点は書いてありませんので、書くべきなのかどうか、私もはっきりとできませんが、例えば県絡みの仕事をしている弁護士は避けるべきなど、ある程度、客観的な基準を明示した方がよいと思います。もちろん、それは各団体に任せているんだと言われればそうかもしれませんが、例えば明示するまでする必要まではないというのであれば、どこか匂わすような文言があってもいいんじゃないかと思います。調査の信頼性の為には委員の中立公平性の確保と、調査方法が適正であったかどうかということだと思います。加えて、先ほどお話もありましたけど、どんな事実、つまりいつどんないじめがあったかということ調査する際には、専門家の委員の先生方で協力してやることにはなるとは思います。最後は事実認定であったり、それに対する法的な評価を与えるところが重要になると思います。そうすると、現時点でそのような事案はないと思うのですが、他県の弁護士から聞くと、負担があまりに大きいという話は聞きます。これはどちらかという弁護士会からのお願いになると思うのですが、そのあたりのサポートがあると良いと思いました。あと個人的にはインターネット等によるいじめの対策については、指針を詳しくしていただけると効果的ではないのかな

と、思った次第です。以上です。

(藤原会長)

学校現場の先生。

(矢田委員)

基本的な考え方は賛成ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それから一つ危惧しているのは、4項目目の県立学校及び私立学校が、学校というふうになりました。ということは全ての学校で、いじめ防止対策の基本方針をつくらなきゃいけないのかなというふうに思ひます。私、前回、平成26年ですか、県の方針が出て慌てて学校をつくらなきゃいけないというふうに、経験した覚えも持っています。ですので、やっぱりこういうふうに変更をするので、学校の方でも予め準備するようなPRというのは、してもらいたいなというふうに思うのと、それから先ほど、見ていまして、現行の基本方針は15ページにわたっています。条例については、22条。中身については、いわゆる学校をつくらなければいけないいじめ防止基本方針というものが、やっぱりコンパクトにつくれるように、文章を精選して、そして学校現場がつくれる学校のいじめ防止基本方針が、ぱっと見たら分かるような、そうしたものになるような、上位である県の方針を定めていただきたいなというふうに思ひます。

(藤原会長)

貴重なご意見、ありがとうございます。松ヶ谷委員さん、いかがでしょうか。

(松ヶ谷委員)

基本的には、県の条例に基づいて統合されたり、書き直しをされるということについての、大筋のところでは賛成でございます。今、県立学校の先生の方からも出ましたように、ばたばたと慌ててしなくていいように周知をしていただいて、今回の改定に基づいて、また、学校も見直しをしなくちゃいけないと思ひますので、そのあたりの方のサポートの方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

(藤原会長)

最後に、私立学校の方いかがでしょうか。岡島先生。

(岡島委員)

私も、基本的なところについては、今、お話しいただいたようなかたちでお願いしたいというふうに思います。特に、説明の中で、県の条例ですとか国の方針とかガイドライン、あちこちいろんなところが分散されているので、まとめてこれを見ればできるだけ分かるようなかたちでということで、お話がありましたので、本当にそれはありがたいなというふうに思っています。これができて、やはり見直し、学校の方の見直しもしていくことも必要ですし、併せていろんな意味での研修とか、そういうのも手厚くしていただけるとありがたいかなというふうに思っていますので、よろしくお話ししたいと思います。

(藤原会長)

他の委員さん、いかがでしょうか。これでもう打ち切りをさせていただいてよろしいでしょうか。それでは協議題の2はこれで終わりにしたいと思います。概ね県の方が示されました、三重県いじめ防止基本方針の改定の方について、概要案については、この場で概ね承認を得たというふうに理解をしました。ただ、かなりハードルの高い要望も出ておまして、なるべくコンパクトにと、学校での方針を立てやすいような内容っていうのは、結構これは難しいことだというふうに思いますけど、次回の協議会までに、十分にご検討いただけたらというふうに思います。以上をもちまして私の司会は、これで終えたいと思いますので、以降、事務局の方にお返しをしたいと思います。委員の皆さんご協力をありがとうございました。

(事務局)

どうもありがとうございました。本日は、大変貴重な意見をたくさんいただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。最後に諸連絡をさせていただきます。

(事務局)

委員の皆様、ありがとうございました。また、ご意見いただきましたことを、反映して次回の会議にお示しをさせていただきたいというふうに思っております。それで、3点ほど連絡をさせていただきたいと思います。

1点は、次回の会議の予定でございますけども、11月5日、月曜日、13時30分から15時30分というような時間帯で、開催をさせていただく予定でございます。場所については今のところ決まっておきませんので、決まり次第、改めてご案内をさせていただきたいというふうに思います。

2点目は、意見聴取をするという今後のスケジュールのところで、ご説明をさせていただきましたけども、10月ぐらいに、それぞれの関係団体さんの方

に、意見聴取をさせていただこうというふうに思っております。併せてこの時期に、委員の皆さんにも、大体こういうような案でっていうこともお示しできたらなど。その案を見ていただいた上で、11月5日の会議の時に、また改めてご意見をいただければというふうに思っております。

3点目です。3点目は、今日の資料の説明の中でもお話をさせていただいたんですけども、11月の1日の午後から総合文化センター大ホールの方で、三重県いじめ防止フォーラムを開催します。それで、ここでオフィシャルにお願いをしたいんですけども、それぞれの所属していただいている団体さん、機関さんの方で参加をしていただける方を、改めて私の方からご案内させていただいて、なんとかこうたくさん参加していただけるように、ご配慮いただけたらなあというふうに思っているところでございます。学校関係の皆様については、別ルートでもうご案内をさせていただいておりますので、それ以外の機関・団体さんの方に向けて、私の方からオフィシャルに改めて、また、参加者の募集というようなかたちで、ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、それぞれ所属していただいている団体さんであるとか、機関さんの方で、帰っていただいているような話やもんでということで、協力の方を呼びかけていただくと有難いというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

(事務局)

それでは、これをもちまして、本日の三重県いじめ問題対策連絡協議会を閉会いたします。皆様方には大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。気を付けてお帰り下さいませ。